

令和 2 年度

事 業 報 告 書

社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会

令和2年度 美馬市社会福祉協議会事業報告

美馬市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを使命とし、地域共生社会の実現を目指し事業を推進した。

当年度は、新庁舎「美馬市合同会館」へ移転し、長年の希望であった「ボランティアセンター室」を設けることができた。今後は気軽に集い、主体的な市民活動の活性化が図れる拠点として活用していきたい。

しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や延期など、検討し対応を迫られる多くの課題に直面した。また、徹底した感染症対策に加え、リモート会議・研修会などに対応する資機材の設置にも追われた。

コロナ禍における危機管理体制を構築するため、役職員全体で検討や工夫を重ね、地域福祉推進が滞ることのないよう、市民、行政との協働により生活ニーズを捉え、必要とする福祉サービスを提供できるよう努力し、工夫した内容の事業を展開した。

在宅福祉サービス事業部門においては、赤字解消に向け安定した介護サービスを提供するための経営改善計画に沿って、より具体的に取組み、サービスの充実を図り目標達成することができた。

《法人運営部》

I. 総務課

事業の評価・課題

(1) 会務の運営では、民生委員・児童委員の改選や体調不良による退任のため評議員が欠員となったことから、評議員選任・解任委員会を開催し、評議員の選任を行うことができた。理事会・評議員会を開催し、社会福祉法人として各種事業を推進することで地域貢献を進めることができた。

新庁舎(美馬市合同会館)への引越しがスムーズにでき、新事務所で事業をスタートすることができた。

3月からの新型コロナウイルス感染症拡散防止対策による対応で各種会議の開催も3密に注意しながら慎重な開催となった。

また、安全衛生委員会は産業医とともに職場巡回や新型コロナウイルス感染症対策など協議し、安心・安全で快適な職場づくりにつなぐことができている。

第4次発展・強化計画や在宅福祉サービス事業部門経営改善計画の推進を図り、社会福祉協議会として地域貢献をさらに進めるためには、地域共生社会の実現に向けた取り組みが重要であるため、役職員が一丸となり地域住民とともに地域福祉を推進する必要がある。

新型コロナウイルス感染症への対応を行って来たが今後も感染しないよう、継続して啓発や対応を行うと共に、地域生活や地域福祉活動など多方面にわたる影響が課題となっているため、地域の実情を素早く把握し事業や活動に取り組む必要がある。

(2) 善意銀行運営事業は、善意銀行運営委員会を開催し、令和元年度実績報告と令和2年度事業計画について承認された。

当年度は多数の物品預託や目的預託があり、生活困窮者自立支援事業にはコロナ対策用品等、デイサービスセンター「ライフケアたがた」にはドクターメドマーの払い出しを行い、有効に活用することができた。

緊急用食料品等給付事業では、3件の利用があり自立更生に向けた支援を行うことができた。

GPS貸与事業では、相談が4件あり、助成申請は2件あったものの、助成までには至らなかった。

新型コロナウイルス感染症の影響で家族葬が増加しているため、香典返し寄付金が減少している。善意銀行の広報活動など周知を行い、財源確保に努めるとともに、有効な活用方法の再検討が必要である。

(3) 広報紙・啓発事業は、広報委員会で内容を検討し、年2回4月、9月に社協だより「ふくしの木」を発行し、市内全戸へ配布を行った。地域のニーズを意識した広報紙を目指し、幅広い住民層に理解してもらえるようにレイアウトを工夫し、見やすい紙面づくりを行った。

ホームページは社協情報の公開やイベントの周知等、活動内容を提供することができ、在宅福祉サービス事業部門では、事業所ごとにブログの開設を行い情報提供を行った。

社協だよりは、社協の理解を深めてもらうため、事業等の掲載内容について検討する必要がある。

(4) 発展強化計画は、社協パンフレットの作成ができたため、今後地域共生社会実現事業において地域での説明会実施時に活用していく。

毎回、テーマを決めて協議を行う中から、メンバー全員で考え、意見を出し合うことにより個々のスキルアップに繋がった。また、後期は議事録の作成を行い欠席者に配布することで情報共有が行えた。

事案によっては数回の協議を行うことから、事案解決までに時間を要することがあるため、年間を通じ事前に事案の検討や準備を各課内で行う必要がある。

第4次発展・強化計画の中間年を迎えるため、評価、見直しが必要である。

(5) 美馬市くらしサポートネット事業は、当年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、月1回の定例会も6回しか開催できなかった。しかし、リモート会議(ZOOM)という新しい形での会議を開催することができた。特に、コロナ禍において入所施設のある社会福祉法人では家族等の受け入れも中止するなど、危機管理体制に万全を期しており、リモート会議は有効な協議の場となった。

事業運営委員会運営委員に、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの任期で委嘱し、コロナ禍のため会議の開催を中止し、令和2年度の事業計画・予算等について書面決議にて同意いただいた。

また、コミュニティカフェの開催ができなかつことで社会貢献について何かできないか協議を重ね、食料品を購入し生活に困窮されている市民の方に無償提供することとした。

市民への「なんでも相談窓口」周知のための新しいパンフレットを作成し、次年度市内全戸へ配布の予定である。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下で、利用者を多く抱える法人施設は、感染者を出さない努力を第一に取り組んでいるため、さまざまな感染予防対策を行ったとしても事業を実施することには積極的になれないため、これからも状況判断しながら7法人で連携・協働し、無理をせずできることを協議しながら社会貢献を進めていく必要がある。

(6) 社協会員会費募集事業は、9月に福祉委員を通じて各戸に社協会員募集依頼を実施した。社協の認知度向上に取り組み、理解と協力が得られるよう事業の周知を行い、社協を理解し会員となってもらい持続的な会費の確保ができるよう努めた。当年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、募集期間を10月1日から12月25日まで期間を延長して協力を依頼し、社協会費納入額は、3,773,000円となった。

地域福祉事業推進の貴重な財源である会費を一人でも多くの方に会員となっていただけるよう社協広報紙に使途等を詳細に掲載し広く周知する必要がある。

(7) 社会福祉大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市役所担当課と例年より多く打合せの時間を持ち、社協内部での打合せ回数も増やし協議を重ねてきた

結果式典は中止となったが、大会冊子も例年とは違った内容による構成を行い、表彰受賞者には第16回大会として表彰状、記念品とともに配布を行った。

次年度の大会は社協単独での開催となるため、会場もミライズを検討しているが、新型コロナウイルス感染症の状況により参加者や規模について検討する必要がある。

(8) 地域共生社会実現事業は、事業実施に向け美馬市社会福祉協議会のパンフレット作成や地区割り及び地区担当者について、発展・強化計画と共に協議を行うことができた。

また、地区割りができることで地域の関係機関と連携し地域共生社会実現を進める事につながった。新型コロナウイルス感染症の影響もあり人を集めての説明会や会議開催が厳しい状況が続いているが、戸別訪問調査（88歳在宅高齢者）を地区別に行うことができた。

4地区の担当職員の配置ができることで、第4次発展・強化計画や第3次地域福祉活動計画をもとに、地域共生社会実現のために職員が協議し、地区担当者で合意形成を図った上で、住民参加を図りながら地域での説明や活動を理解し、連携・協働の地域づくりを推進する必要がある。

2. 地域福祉課

事業の評価・課題

(1) 防災ボランティア事業

防災訓練の開催を模索していた地域に、県主催のWEB（インターネットを利用した遠隔研修）防災研修参加を提案し、受講サポートを行った。また、職員対象のBCP（事業継続計画）作成研修会を開催し、計画作成における留意点や地図を活用した実効性のある作成方法について学ぶとともに、職員の意識啓発につなげた。今後、各課・各事業所において既存計画の見直しを進める必要がある。

(2) 日赤社費事業

福祉委員や日赤奉仕団の協力により、日本赤十字社の活動を広く住民に啓発を行うことで日赤活動支援費（社費）募集の拡大を図り、4,137,500円（目標額の86.3%）の活動支援費が集まった。また、市生活福祉課やライオンズクラブ等との連携により、4月、12月の2回献血を実施した。

(3) 地域福祉活動事業

地域共生社会の実現に向けて、地域住民とともに進める地域福祉活動計画は、感染症の影響により、規模の縮小や取組方法を変更しながら、各地区とも実行委員を中心となり、地域のつながりやフレイル（虚弱）予防を意識した地域活動を推進した。なお、全体研修会や報告会もオンライン形式、地区別形式で実施する等感染症対策に努めた。

自主防災組織活動助成事業は、訓練報告のあった27カ所の自主防災会へ活動助成を行った。新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、訓練継続ができていない地域、支えあいマップ見直しに取り組めていない地域が多い現状を踏まえ、引き続き、災害発生時に機能を十分発揮できるよう支援とともに、平常時からの地域の助け合いについて推進する必要がある。

(4) 地域支援事業

社協会員会費を財源に、ふれあい・いきいきサロンや小地域生活支援ネットワーク活動に取り組む地域へ活動助成金を助成することで、見守り活動等の支援が行えた。

(5) ボランティア市民活動センター事業

当年度に独立した拠点となったボランティアセンターの設備整備、情報発信ツールの検討等を順次実施した。また、9月の運営委員会では、改選に伴う委嘱状交付、当年度の事業進捗説明に併せ、ボランティア活動に関する研修も実施した。引き続き、感染症

の状況を鑑みながら、学校との連携、ボランティアマッチング等に取り組む必要がある。

(6) 地域自立生活支援事業

①地域介護予防活動支援事業

介護予防サポーター養成は、日常に役立つ簡単な介護技術を学ぶ研修として開催し、22名が受講した。引き続き、登録したサポーターが活躍できる機会を設ける必要がある。

介護予防啓発事業は、ふれあい・いきいきサロン活動の継続支援のため、開催日に出向くほか、活動自粛期間等には、自宅でできる体操やウォーキング等介護予防に関する情報を継続して発信した。また、サロン活動の実態調査にも取り組んだ。

いきいき百歳体操推進事業は、脇町4カ所、美馬2カ所、穴吹1カ所の計7カ所の新規立ち上げを行うことができた。感染症拡大を考慮し活動自粛を依頼した期間には、自宅でできる体操紹介、市ケーブルテレビでの放映等積極的に情報発信に努めるとともに、再開支援として不織布マスクや非接触型温度計の配布にも取り組んだ。また、参加者の測定支援に協力していただく介護予防サポーターを対象に、フォローアップ研修会を開催し、体操の効果や測定方法について改めて学んでいただいた。体操の再開出来ていない地域や再開した地域においても参加者の減少、測定値の低下等の感染症の影響が続く現状も踏まえ、引き続き、活動再開、継続に向けての支援が必要である。

②生活支援体制整備事業

リーダー研修会は、「コロナに負けない新しいつながり方の創造」に向けて準備を進め、200名の参加希望者を募ったが、「とくしまアラート」の発動基準を考慮し、中止した。

支え合い協議体事業は、地域ニーズの把握と共有から支え合いの仕組みづくりに向け、市地域包括支援センターと連携し、旧町村単位の第2層協議体を概ね月1回開催した。生活支援コーディネーターやケアマネージャー等関係者から浮き彫りになった課題等について協議し、解決方法の検討や地域住民への啓発・発信に取り組んだ。

生活支援ニーズ把握事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域の集まりが大幅に減少している現状を踏まえ、地域活動訪問に併せ、在宅介護予防メニューの情報提供や戸別訪問調査（88歳在宅高齢者訪問、土砂災害での孤立集落訪問等）による把握方法の変更を行った。人と関わる機会の減少を課題に挙げる地域が多く、第2層協議体や関係機関との共有を図った。地域には、様々な課題がある一方、助け合いや支えあい等のつながり（地域資源）も多くあることから、今後、地域資源の把握と可視化にも取り組む必要がある。

③認知症高齢者等見守り事業

小地域生活支援ネットワーク活動の推進は、活動に取り組む177地区に活動助成金申請書に併せ、活動計画・協力員名簿の提出を依頼し、当年度の活動啓発を行った。また、未結成の自治会には、福祉委員へ依頼文書の発送、個別の声かけに取り組んだ結果、新たに平帽子地区、落久保地区の結成につながった。

認知症予防サポーターの養成は、関連団体等へ講座開催を呼びかけ、学校や地域サロンを含め、15カ所267名の認知症サポーターを養成した（一部の講座はオンライン形式により実施）。講座修了した団体から、認知症症状の見られる利用者について情報提供いただくことができ、対応についての助言をすることにもつながった。

認知症の人と家族のつどいは、地域包括支援センターや県認知症の人と家族の会等に協力を求め、「オレンジの会」の名称で概ね月1回開催した。参加者との会話の中で、介護や引きこもりについての課題が浮き彫りとなった際は、他課の相談業務につなぎ、解決に向けて連携して取り組んだ。

(7) 生涯活躍のまち事業

新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の現状を踏まえ、地域住民自らが「地域を知ること・再発見する機会」を目的とした研修会を、岩倉地区の5自治会を対象に開催した。ふれあい・いきいきサロン等による地域の集いの場の重要性を改めて認識するとともに、日頃の隣近所同士の会話や集まり、散歩等にも介護予防、見守り、助け合い等様々な効果があることに気づく機会となった。また、4月に発足した「のむら

「よろず会」への継続した支援により、地域のよろず相談から困りごと支援活動が住民主体で展開できている。同様の取組が他の地域にも拡がるよう、引き続き啓発していく必要がある。

(8) 地域生活支援事業

視覚や聴覚に障がいのある方への支援と住民のボランティア活動の場づくりに向け、声の広報等発行事業、手話奉仕員養成事業を実施した。

(9) シルバー大学校運営事業

4月に40期生入学者選考会を行い、総合コース9名、ICTコース14名の受講生が決定したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、当年度の開講は中止となった。

(10) 共同募金配分金事業

共同募金事務は、福祉委員や市役所・学校、他事業（地域推進公募配分金事業、サロンレク等）における地域団体やふれあい・いきいきサロン等の協力により、4,013,689円（目標額の99.3%）の募金が集まった。前年度より大幅に改善したが、引き続き、目標額達成に向け、住民・関係機関へ理解と協力を求める必要がある。

地域福祉推進公募配分金事業は、当年度の助成団体13団体（前年度末決定11団体、8月2次募集決定2団体）に助成金を配分し、地域福祉の活動支援と共同募金運動の推進を行った。また、次年度に向けて、募集・審査を実施し、8団体に助成を決定した。

災害ボランティアセンター整備事業は、当年度担当の東みよし町社協と連携し、テレビ会議システムを利用した西部ブロック2市2町合同研修会を開催した。また、必要な資機材を整備するとともに、災害ボランティアセンターの拠点や運営にあたっての協定について、市担当課と協議を進めた。

その他、共同募金配分金を財源に、穴吹地区のひとり暮らし高齢者を対象とした穴吹配食や木屋平地区のひとり暮らし高齢者を対象としたお楽しみ昼食会（内容を変更し実施）、ふれあい・いきいきサロン活動の活動支援を目的としたサロンレク、車いすの貸し出しによる福祉機器リサイクル等の事業に取り組んだ。

(11) 当事者団体の支援

老人クラブ連合会、身体障害者連合会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉連合会、遺族会の各種福祉団体に対し、自主的な活動ができるよう支援を行った。役員の高齢化や会員減少等団体ごとに抱える継続した課題を踏まえながら、引き続き自主的な事業推進に向けての支援が必要である。

3. 地域福祉支援課

事業の評価・課題

(1) 日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方に安心して地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行うことを目的とした事業で、契約者は精神障がい者12件・知的障がい者15件・認知症高齢者20件、新規契約4件、契約終了6件で実利用件数は47件で、電話等の相談援助件数は2,189件となっている。

日常的な利用者情報を関係機関と連携を密にすることで、情報の共有化を図ることができ、課内でも「報告・連絡・相談」を徹底し、速やかで適切な支援を行うことができた。

当事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、入所や入院している施設等での支援に制限があり、電話で施設職員を通じて心身状態や状況の確認を行った。さらに、自宅への訪問支援対応には感染防止を徹底した。その状況下においても、生活支援員定例会を毎月開催し、利用者の支援方法や内容の確認・情報交換等を図ることにより、スムーズな支援が行えた。

美馬市地域包括支援センター主催のとくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークの定例会や権利擁護センター運営委員会で困難事例への対応について、専門職からアドバイスを得られ問題解決の糸口を得られた。

認知症高齢者 4 名の後見等開始の審判の申立要請を行った。本人や家族の加齢による判断能力の低下により、当該事業での支援が困難となり、成年後見制度移行が増えしており、契約者の多くが将来的に成年後見制度に移行すると考えられる。さらに、契約者だけでなく、契約者を取り巻く親族等への支援を必要とする事例が増えている。

また、本人が生活上の困難さを自覚せず、周囲の支援者が支援の困難さから事業を強く勧め、支援者主導で、本人から事業利用の理解や必要性を得られないまま相談に至るケースも増えている。

契約終了後、親族の高齢化等などで預かり品の受渡が困難なケースの増加が見込まれるため、契約内容の見直しについて県社協と協議を行う必要がある。

(2) 法人後見事業は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため社協が法人後見人等となり、本人が安心して日常生活を送ることができるように支援する事業である。

法人後見事業も9年目となり延べ受任件数は56件、実受任件数は25件となった。平成29年度に実施した市民後見人養成講座修了者9名のうち、2名が成年後見人として選任され、市民後見人は5名となった。市民後見人の成年後見監督業務も遂行できている。また、市民後見人の活動によって、法人後見事業全体の活性化が図られていると感じている。

法人後見事業においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被後見人等が入所・入院している施設等での面会が制限されており、施設職員等を通じて本人の状態把握に努めた。

8月の権利擁護センター運営委員会は書面での開催とし、3月については通常通り開催し、法律職や学識経験豊富な方から数々の指導・助言をいただき、被後見人等に対してより適切な支援を行うことができた。

当年度より、美馬市地域包括支援センター主催のとくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークの定例会に参加するようになった。定例会では困難事例への対応策について協議しており、事例検討を通じて職員の資質向上を図る場となっている。

少子高齢化、核家族化の時代背景がある中、認知症高齢者の介護難民の問題や、障がい者の親亡き後の問題等に対する対策として成年後見の必要性はますます増大している。

医療同意が必要な場面で親族からの支援が得られないケースや、被後見人等の死後、法定相続人に相続を拒否されるケースも出てきているため、今後、医療に関する事前指示書の作成や供託等の活用を検討していく必要がある。

権利擁護センター設置により、成年後見申立等に関する相談が増加傾向にあることと、受任数増加と市民後見人養成事業、令和4年度から市で開始される中核機関業務の一部委託等の準備により業務量が増大しているため、事業の効率化を図る必要がある。

(3) 生活福祉資金貸付は、低所得世帯、障がい者又は高齢者世帯に対して資金貸付と相談支援を行い、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図り安定した生活を送ることを目的とした制度である。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により生活費等で悩まれている方を対象にした特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の申請が増大し、相談延べ件数は1280件に達し、申請は142件あった。貸付決定件数は緊急小口資金78件・1500万円、総合支援資金37件・1884万円となり、申請に訪れる方や電話相談・申請手続き等の対応に追われた。申請者の中には、家にひきこもって仕事をしていない30～50代の子どもがおり困っているが、誰にも相談できずに悩まっていたという世帯もあり、13件を生活困窮者自立相談支援事業につないだ。

不決定者については、県社協の審査で不決定となっており理由は開示されないことになっている。その後、再申請された方もいたが、それでもなお不決定になった方には状況により生活保護について案内したり、食料品給付等で支援を行った。

特例貸付申請時期が令和3年6月まで再延長されたため、総合支援資金の貸付相談が増加していくと思われるため、迅速な対応ができるよう相談体制の強化が必要である。また、特例貸付の償還開始が令和4年度まで延長になった。

一般貸付の長期滞納者については、県社協や担当民生委員・児童委員と連携し、償還に向けた働きかけが必要である。

(4) ふれあい総合相談センター事業は、市内7カ所に相談拠点を設け27名のふれあい相談員と共に地区相談を開催し、13件の相談があった。当年度からは美馬地区で「郡里地域活動センター」と「美馬高齢者センター」の2カ所に相談拠点を設置した。

新型コロナウイルス感染症の影響により「緊急事態宣言」が発令された時期は、拠点での相談を中止し電話相談対応を行い、「とくしまアラート感染拡大注意」が発動された時期は感染防止対策を徹底し、職員のみで対応を行った。

弁護士相談においては、年間47件の相談があり、相続や家庭問題等の相談が多く住民に広く定着している。司法書士相談は12件、土地家屋調査士相談は1件、結婚相談は1件だった。専門的な回答が得られたり、関係機関につなげることにより相談者にとって有効であった。また、ひきこもり支援講演会や各種研修会への参加により、相談員の資質向上につながった。

(5) 生活困窮者自立支援事業は、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援に取り組んでいる。生活困窮に関わらず社会的孤立等のさまざまな生活課題にも対応し、自立に向けて継続したサポートをしていくことが求められている。

1 自立相談支援事業では、多様な課題を抱えている住民から相談を受けて解決に向けて支援を行っている。

新規相談件数は45件で前年度より2割少なくなっている。生活費に関する相談が多く45件のうち約半数が生活福祉資金特例貸付による相談で、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮している世帯が増加している。緊急事態宣言が発令された際には利用者宅を訪問できなかったため電話による生活状況の確認を行った。8月に利用者30名に熱中症やコロナ感染症対策に関する残暑見舞いの手紙を送るとともに、希望者19世帯には米や食料品の支給を行うなど、継続した支援を行い関係性の構築を図ることができた。

また、生活福祉資金特例貸付の申請・相談を受ける中で生活困窮に加えひきこもりの家族がいるなど心配ごとを抱えている方がおり、継続した支援につながった。

ひきこもり講演会では、講師自身がひきこもり生活を送り、社会復帰をした経験とともに、ひきこもりの方の特性を踏まえ向き合うポイントや取り組みについての講演であったため、アプローチ方法等を学ぶことができた。次年度から、アウトリーチ支援のさらなる強化のために専門支援員を配置し、ひきこもり状態にある方など支援にあたるため、支援者として関わるときのポイント等を具体的に聞くことができ、今後の支援のための参考となった。

本事業開始時から、民生委員・児童委員と共に作成している「見守りマップ」の見直しを行い、気になる世帯の発見につなげ、アウトリーチ支援体制を強化していく必要がある。また、地域に密着した自治会長やボランティア等と連携を図り、地域づくりを通して困窮者やひきこもり等の発見につなげていく必要がある。

2 就労準備支援事業は、就労経験がない、ひきこもりなどで長期間就労から遠ざかっている等、直ちに一般就労ができない者に対し、就労意欲を喚起・継続支援しながら基礎能力を個々の状態に応じ、段階的に就労に向けた支援を行い、将来の自立につなげていく事業である。

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労体験受け入れ先事業所で施設内の立ち入り等が困難となり体験や見学ができず、事務所での面談となつたため同行支援を行い、2名のうち1名が介護業務に興味を持ち就職することができた。また、長期間就労していなかつた50代男性には、ハローワークと連携して、履歴書の書き方や面接時の注意事項等の指導を行い、短時間労働ではあるが就職することができた。

「暮らしサポートみま通信」を年2回発行し、就労体験受け入れ先協力事業所や関係者に配布し、事業の周知を行った。事業の理解と協力依頼を行い各事業所間の連携を図ることができ、新規協力事業所の拡充にもつなげることができた。

コロナ禍の影響により、失業した方が増えているなか、就労体験をとおして自分にあった職業を選択することができるよう、多職種の就労体験受け入れ先事業所の開拓を行っていくとともに、気軽に就労体験ができるように支援を継続する必要がある。

3 家計改善支援事業は、家計の管理能力を高めるとともに、公的制度の利用や貸付を

受けられるよう支援を行う等、家計の再生に向けて指導・助言を行う事業である。

新型コロナ感染症による収入減少で生活福祉資金特例貸付の申請件数が142件有り、そのうち8件が家計改善事業を利用することになり、家計改善プランを作成し、家計支援やお金の使い方の助言を行った。

関係機関からの連絡で、滞納や債務がある事例があり、日常生活自立支援事業と連携し、債務整理や未払金の清算等ができ生活の立て直しに向けた支援を行うことができた。

食料品の提供に関しては、民生委員・児童委員や住民へチラシを配布し提供依頼を行ったところ、45件とたくさんの方からお米や食料品等の提供をいただいた。提供いただいた物品を活用し、5月には経口補水液OS-1・サンマ缶(県社協から提供)、お米(5kg:市民の方から提供)を19世帯に、年末には安心して新年を迎えてもらえるよう22世帯(57名)にお米(5kg)・レトルトカレー・マスク・衣料品等の「越年支援」を行った。また、善意銀行を活用した緊急用食料品等給付事業で3世帯(食料品支援1世帯、公共料金の支援2世帯)を支援することにより差し迫った事態を切り抜けることができたが、今後自立に向けた支援が必要である。

子どもの時からお金に対する感覚や価値観を伝えていくためのツールとしてこづかい帳を使い記録する習慣をつけ、保護者の方と一緒にお金のことを考えながら子供たちが金銭感覚を身に付けることを目的として、美馬市教育委員会を通じて、小学校に入学する新1年生168名に入学祝いとして、「こづかい帳」等の配布を行った。

《在宅福祉サービス部》

在宅福祉サービス課

事業の評価・課題

(1) 在宅福祉サービス企画調整事業

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発令されたことをうけ、予防対策のため4月20日から5月8日までデイサービス4事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者について利用制限を行った。なお、居宅介護支援事業、訪問介護事業については、マスク、手洗いなどの感染予防を徹底しながら通常営業を行った。

経営改善計画の取り組みとして、ホームページの更新や各介護部門全事業所でブログの開設を行い事業所のPR活動に努めた。営業活動では、社協以外の居宅介護支援事業所にはFAXでの送信ではなく、直接実績報告を持参し、その際に利用者増に向けての営業活動を行った。また、広報活動の一環として、職員から公募した美馬市社会福祉協議会のキャッチフレーズ「広げよう福祉の輪 つなげよう地域の輪」を全公用車の後部ガラスに貼布することで、利用者の送迎業務などを行うときに動く広告塔としての役割を担っている。

デイサービス事業所においては、利用者増時などの効果的な人的対応として、新しい職員を雇用するのではなく、ホームヘルパー部門から登録ヘルパーを派遣し対応を行うことで円滑な運営に繋がった。

その他の活動として、介護事業所利用者で生活課題を抱えている方に対し、必要に応じて社協各課と連携し、課題解決に向けた支援を行った。また、職員育成を目的にヒアリングを実施し、本人とともに個人の年度目標を設定した。なお、美馬市社会福祉協議会資格助成にて、当年度介護部門では3名が資格取得に取り組み、その内2名の職員については、介護福祉士の国家試験に合格することができた。

70歳以上の職員(登録ヘルパー)が増加する訪問介護事業について、新たな人材採用に併せ、対象となる職員の働き方を考慮しながら、より現実的な採用・育成計画が必要である。また、事業所の立地場所や職員構成、他の地域資源を踏まえ、事業所ごとに特性を活かした取組を推進し、収支改善・介護事業継続の解決策を早急に見いだす必要

がある。更に、財源課題を考慮しながら、次年度からの働き方改革による「同一労働・同一賃金」への対応や、職員の高齢化対策にも財源課題を考慮しながら取り組んでいかなければならない。

(2) 訪問介護事業（ホームヘルパーステーション）

前年度同時期と比較すると、事業収入額は、月平均実人数、延べ利用回数ともに増加したことから、訪問介護事業が10.4%(263.2万円)、介護予防・日常生活支援総合事業が4.5%(146.7万円)の增收となった。居宅介護・重度訪問介護(障害福祉サービス)については、サービス単価の高い身体介護中心の利用者の死亡や入所などにより、16.9%(308.0万円)の減収となった。また、当年度から、美馬市訪問介護サービス対策補助金(木屋平地区限定)が採用されたことにより、244.1万円の增收となった。事業所収支については、職員体制の変更による人件費の削減などにより、前年度同時期と比較すると874.7万円の改善となり、632.1万円の黒字決算となっている。

居宅介護支援事業所や美馬市包括支援センターから依頼のあった利用者については、断らざる受任し、利用者増に努めた。また、ヘルパーの利用者対応に関しては、市内外の居宅介護支援事業所から厚い信頼が得られている。

木屋平地区のヘルパー不足解消のため、当年度から脇町、美馬地区より登録ヘルパー3名が木屋平地区在住のヘルパーと交代で訪問することにより、サービス提供を円滑に行うことができた。

当年度で70歳以上の登録ヘルパーが7名となる。今後更に年齢層が上昇し、70歳以上の登録ヘルパーが増加するため、サービス継続の観点からも登録ヘルパーの高齢化対策を検討していく必要がある。

(3) 居宅介護支援事業（ケアプランセンター）

前年度同時期と比較すると、ケアプラン報酬は、月平均人数が増加したことから6.7%(200.5万円)の增收となった。また、当年度より予防プランを受任(平均4件)したことから22.1万円の增收となっている。なお、事業所収支は、新型コロナウイルス感染症予防対策のための介護用品費の増加などがあったものの、前年度同時期と比較すると132.7万円改善され、115.2万円の黒字決算となった。

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、利用者との面接時間を短時間にするなど訪問でのマネジメントを少し控えた分、電話での会話時間を取りことで、状況把握に努めた。また、サービス担当者会議も柔軟に対応することが可能であったため、書面中心とした連携を行っていたが、情報共有に不安な部分については電話連絡での対応にて補足した。ケアマネ研修などについても中止となることが多くあったが、オンライン研修などを中心とした研修に参加することにより資質向上に努めた。

利用者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような環境整備を検討するとともに、社協各課と連携しながら地域を巻き込んだ支援に繋げていく必要がある。また、引き続き、特定事業所加算取得継続のため、算定要件の確保に取り組むとともに、受任件数上限を継続して確保できるよう、関係機関や地域との関りを深める必要がある。

(4) 通所介護事業・配食サービス事業（デイサービスセンター「おちあい荘」）

前年度同時期と比較すると、事業収入額は、通所介護事業が延べ人数が微増したことから1.5%(36.1万円)の增收となった。介護予防・日常生活支援総合事業については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発令されたことをうけ、予防対策のための人数制限(4月～5月)や体調不良などによる入院が多くあったことで、実人数、延べ人数ともに減少し11.4%(143.0万円)の減収となった。地域自立生活支援事業配食サービスについては実人数、延べ人数ともに増加し、84.5万円の增收となった。

なお、事業所収支については、人事異動などにともなう人件費が121.8万円増加、コロナ対策のための介護用品費などの増加があり、前年度同時期と比較すると336.1万円悪化し、100.3万円の赤字決算となった。

利用者、利用者家族からの曜日変更の希望があった場合は、即座に対応し、担当ケアマネジャーに相談を行い、できるだけ休まず利用していただけるように努めている。また、利用者送迎の際に、利用者家族の悩みごとや困りごとのお話を聞き、担当のケアマネジャーなど関係機関に繋ぐことで家族の介護負担の軽減を図ることができた。

利用者増への取り組みとして、ブログやデイだよりの定期的な更新や発行、地域への

チラシ配布などを、職員全員で早急に取り組む必要がある。また、今後起こりうる可能性がある災害に備えて、地域の自主防災組織の訓練に参加することで、日頃から地域とのつながり強化に取り組む必要がある。認知症利用者への対応については、認知症利用者が増加傾向にある中、家族のメンタルサポートができるような取り組みを検討していく必要がある。

支援ハウスにおいて長期間入居希望のない夫婦部屋についても、利用に向けての課題整理と対策について検討する必要がある。

(5) 通所介護事業・配食サービス事業（デイサービスセンター「池月苑」）

前年度同時期と比較すると、事業収入額は、入院や入所、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発令されたことをうけ、予防対策による利用制限などにより、月平均実人数、延べ利用回数が減少したことから通所介護事業が8.6%（251.0万円）、介護予防・日常生活支援総合事業が23.4%（290.7万円）の減収となった。地域自立生活支援事業配食サービスについては、実人数、延べ配食数の増加により、54.5%（11.4万円）の增收となったが、介護予防・日常生活自立支援事業配食サービスについては実人数、延べ配食数の減少により、21.3%（31.5万円）の減収となった。事業所収支については、人件費の41.3万円増加や事業費がコロナ対策での介護用品費、保健衛生費などの増加もあり、前年度同時期と比較すると625.1万円悪化し、816.5万円の赤字決算となった。

いきいき百歳体操を参考に筋力向上を目的とした体操に取り組んでいる。また、集団レクリエーションや個別レクリエーションを充実させるなど、利用者に楽しんでいただけるようなメニュー作りに取り組んでいることから、「池月苑にくるのが唯一の楽しみ」、「利用日が待ち遠しい」などの声をいただいている。

今後は、新規利用者獲得を目的とした地域の民生委員・児童委員との連携の取り組みや認知症や虐待防止研修等さまざまな研修会に参加し、更にサービスの質を高めていくなど利用者増に向け積極的に取り組む必要がある。

(6) 通所介護事業・配食サービス事業（デイサービスセンター「ライフケアたがた」）

前年度同時期と比較すると、事業収入額は、月平均実人数、延べ利用人数の増加により通所介護事業では、20.4%（353.1万円）の增收、介護予防・日常生活支援総合事業についても17.4%（233.0万円）の增收、地域自立生活支援事業配食サービスが50.0%（24.5万円）、介護予防・日常生活自立支援事業配食サービスが29.7%（30.3万円）ともに月平均実人数の増加のため增收となった。また、指定管理料については、支援ハウス入居者が2名退居したため36.0万円の減収となった。なお、事業所収支は、嘱託職員が1名減となったことで人件費が264.9万円の減少、事業費は、利用者増に伴う給食費支出の増加となったが、前年度同時期と比較すると761.4万円改善し、546.2万円の黒字決算となった。

利用者獲得のため、昨年度末に営業に力を入れた結果、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者が7月には10名程増え、その後も利用者や介護支援専門員からの紹介などもあり利用者増に繋がった。また、道路崩壊により利用ができなくなった利用者を職員が訪問し、体調状況や安否確認等を行った。

利用者が多い曜日などについては、新しい職員を雇用するのではなく、ホームヘルパー部門から登録ヘルパーを派遣してもらい、効率的な人的対応を行っている。

新型コロナウイルス感染症対策のため、タクティールケアが行えていない状況である。感染症予防対策を徹底しながら少しづつでも行える方法を検討していくかなければならない。なお、引き続き、利用者サービスの充実、家族の介護負担軽減に取り組むとともに、新規利用者獲得に向けて職員全員で営業活動などに取り組んでいく必要がある。

(7) 通所介護事業・配食サービス事業（デイサービスセンター「つるぎの里」）

前年度同時期と比較すると、事業収入額は、通所介護事業では、利用者の入所や死亡などにより、月平均実人数、延べ人数の減少により、29.7%（384.0万円）の減収となった。介護予防・日常生活支援総合事業が月平均実人数、延べ利用人数の増加により18.0%（101.6万円）、地域自立生活支援事業配食サービス183.1%（26.2万円）、介護予防・日常生活自立支援事業配食サービスが61.8%（21.0万円）ともに、実人数、延べ配食数の増加により、增收となった。また、指定管理料については入居者の増によ

り 180.2 万円の増収となった。なお、事業所収支については、7月より調理員を雇用したことなどから 177.8 万円の支出が増加したこともあり、前年度同時期と比較すると 285.5 万円悪化し、897.1 万円の赤字決算となった。

認知症の進行防止や認知症高齢者の緩和メニューを利用者毎に行うことで、脳の活性化や生きがいを感じてもらうことに努めている。また、施設運営委員会では、支援ハウスや配食サービスを含めたサービスについて、委員から助言をいただくとともに、事業所の運営や周知について協力を求めた。

新型コロナウイルス感染症対策のため、各サロンや各種団体への行事や事業に参加することができなかつたが、今後感染予防対策を充分に行い参加し、つるぎの里の広報を行いながら利用者増に努める必要がある。地区内唯一のサービス事業所として、今後も営業が継続できるよう収支のバランスを検討しながら事業展開していく必要がある。また、支援ハウスにおいては、長期間入居希望のない夫婦部屋についても、利用に向けての課題整理と対策について検討する必要がある。

